

技第 249 号の 2  
令和 4 年 2 月 7 日

島根県建設産業団体連合会長 様

土 木 部 長  
(技術管理課長)

「県発注工事等における新型コロナウイルスへの当面の対応について」の一部  
改定について (送付)

このことについて、別添のとおり通知しましたので、参考送付します。

問い合わせ先

土木部土木総務課 建設産業対策室 糸原

無線：8-300-2-5320

土木部技術管理課 工事品質管理スタッフ 熱田

無線：8-300-2-5651

写

技第 249 号の 2  
令和 4 年 2 月 7 日

総務部 営繕課長 様  
総務部 管財課長 様  
総務部各県民センター所長 様  
隠岐支庁関係各局長 様  
農林水産部関係各課長 様  
農林水産部各地方機関の長 様  
土木部関係各課長 様  
土木部各地方機関の長 様

土木部土木総務課長  
土木部技術管理課長

「県発注工事等における新型コロナウイルスへの当面の対応について」の一部  
改定について（通知）

このことについて、令和 3 年 7 月 16 日付け技第 249 号「県発注工事等における新型コロナウイルスへの当面の対応について」を、下記のとおり一部改定することとしたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村、島根県建設産業団体連合会へは別途通知しています。

記

#### 1. 主な改定内容

公共工事業業者は社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）に該当することを明記した。

#### 2. その他

本通知は職員ポータルライブラリに次の名称で登録します。

25-01-001 【危機管理】 県発注工事等における新型コロナウイルスへの当面の対応について

#### 3. 問い合わせ先

土木部土木総務課 建設産業対策室 糸原

無線：8-300-2-5320 e-mail：itohara-katunori@pref.shimane.lg.jp

土木部技術管理課 工事情質管理スタッフ 熱田

無線：8-300-2-5651 e-mail：atsuta-masaki@pref.shimane.lg.jp

## 新型コロナウイルスへの当面の対応

## 1. 受注者の感染症対策の徹底

発注者は受注者に対して、以下の感染症対策等を徹底するように依頼する。

- 厚生労働省が発表する情報の収集及び作業従事者等への周知
- 感染予防策（厚労省のチラシ掲示、手洗い、咳エチケットの励行等）を実施
- 作業従事者等の健康管理に留意（始業時の健康状態報告等）
- 現場見学会等については、島根県ホームページの「催物の開催制限等に対する県の対応等（防災危機管理課）」を参考に、感染防止対策を講じた上で実施すること。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai\\_info/bousai/kikikanri/shingata\\_taisaku/event.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/event.html)

- 既契約工事で現場見学会の開催を総合評価項目としている場合は、開催の可否を受発注者で協議することとし、開催しない場合においては総合評価のペナルティの対象としない。

## 2. 新型コロナウイルスへの対応

(1) 受注者（下請負を含む）の作業従事者等に新型コロナウイルスの検査陽性者もしくは濃厚接触者がいることが判明した場合

- ① 受注者は速やかに発注者（監督職員）に状況を報告する。
- ② 受注者は、当該作業従事者及び濃厚接触者と考えられる者の自宅待機など保健所等の指導に従って適切に対応する。

なお、公共工事業業者は社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）に該当するため、受注者の判断により工事従事者等が新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の検査陽性者の濃厚接触者となり待機期間短縮が必要な場合は、管轄保健所へ事前相談すること。

※詳細については、令和4年2月7日付け土総第786号の「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等となった場合におけるエッセンシャルワーカーとしての取扱い等について」土木部土木総務課長・技術管理課長通知を参照のこと。

※設計変更については、令和4年2月3日付け事務連絡の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の対応について」土木部技術管理課長通知に基づき、必要に応じて受発注者間で協議を行うこと。

- ③ 工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。
- ④ 工事等再開に当たり必要な措置（消毒等）については、保健所等の指導に従う。

(2) 監督職員に新型コロナウイルスの検査陽性者もしくは濃厚接触者がいることが判明した場合

- ① 発注者は速やかに状況を受注者に報告する。また、必要に応じて監督員を変更する。
- ② 受注者は、監督職員と濃厚接触したと考えられる者の自宅待機など保健所等の指導に従って適切に対応する。
- ③ 工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。
- ④ 工事等再開に当たり必要な措置（消毒等）については、保健所等の指導に従う。

(3) 新型コロナウイルスの感染の影響により資材調達ができなくなった場合

- ① 受注者は速やかに発注者（監督職員）に調達困難な資材の状況を報告する。
- ② 発注者は工期内の完了が困難と判断できる場合は、必要な期間の工期延期を行う。
- ③ 現場作業の継続が難しい場合（資材調達のめどが立たない等）は、工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。

(4) 休校の影響や工事等を県外で実施（工場製作・設計業務等）しており、感染拡大防止等の観点から、工事等の継続が困難となった場合

- ① 受注者は速やかに発注者（監督職員）に工事等の継続が困難な状況を報告する。
- ② 工事等の継続が難しい場合は、工事等の一時中止期間を受発注者協議により定め、発注者はその期間について工事等の一時中止を指示し、あわせて工期延期、請負代金の変更を行うなど適切に対応する。

### 3. その他

- 工事の一時中止手続きや増加費用の算定方法等については「工事一時中止に係るガイドライン（案）平成28年10月」、「工事一時中止に係るガイドライン（農業農村整備事業）（案）令和2年10月」による。
- 発注者は、工事の一時中止に伴い受注者から部分払いの請求があった場合には、適切に対応する。
- 新型コロナウイルスの影響により事故繰越の可能性がある場合には、ただちに事業課担当に報告し、対応を協議する。
- 業務効率の向上に併せ、受発注者の接触機会を最小限に抑えるため、「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）令和3年9月」に基づき、現場立会等において遠隔臨場を活用すること。
- 本通知は当面の対応であり、県内で感染が拡大するなど状況が変化した場合には、対応を変更することもあり得る。